

納税通知書を 発送します

平成26年度〔町・道民税〕〔国民健康保険税〕〔固定資産税〕の各納税通知書を6月13日頃に発送しますので、期限までの納付について、よろしくお願ひします。

■町税の納期

税目／納付月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町道民税	1期		2期		3期		4期		5期	
固定資産税		1期		2期		3期		4期		5期
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

納期限日は、通常は各納付月の末日(12月は25日)です。なお、納期限日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、これらの日の翌日となります。

なお、平成26年度〔町・道民税〕の均等割額が全国的に年間1,000円引き上げられます(町民税500円/道民税500円)。税額引き上げによる増収分は地方公共団体が実施する防災費用に充てられます。税額引き上げの期間は平成26年度から平成35年度までの10年間です。

また、八雲町では平成26年度にシステムの入れ替えを実施したため、従来の各納税通知書のレイアウト等が変更されています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

納税は便利な口座振替をご利用ください

振替納税は、指定した預貯金口座から納期限日に自動的に引き落とされる便利な納税方法です。納めに行く時間が省け、納め忘れもなくなりま

す。口座振替の手続きは、町内各金融機関(ひやま漁協を除く)、北洋銀行各支店、ゆう

ちょ銀行(郵便局)に預貯金通帳と通帳使用印鑑をご持参のうえ、お申し込み下さい。

なお、ゆうちょ銀行(郵便局)以外の口座からの振替手続きは、役場・熊石総合支所・落部支所・相沼泊川出張所でも申し込みができます。

- ・役場財務課納税係
- ・熊石総合支所地域振興課

町税滞納による

差押の執行状況について

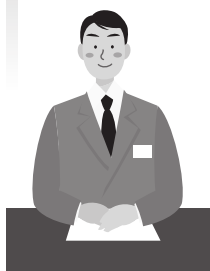
町では、税負担の公平性や財源を確保するため、未収金の滞納整理を進めています。

特に、町税等の滞納に対しては、不動産・給与・預貯金・生命保険・自動車等の差押を執行し、強制的に徴収することができます。滞納している方は、早急に滞納の解消に努めて下さい。

※下記の表は、町税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を徴収するため執行した差押の状況です。渡島・檜山地方税滞納整理機構による差押は含んでいません。

差押執行状況

	件数	換価・取立額
平成23年度	493件	35,071,191円
平成24年度	729件	37,038,268円
平成25年度	675件	32,608,546円



所得証明書、(非)課税証明書の発行について

納税通知書の発送に合わせ、平成26年度(平成25年中)の所得・(非)課税証明書の発行が可能となります。各証明書が必要な方は、6月13日以降に申請を行ってください。

※平成26年度の証明書は、平成26年1月1日に八雲町に住民票がある方の分のみ発行できます。平成25年中に他市町

村に転出された方、あるいは平成26年1月2日以降に八雲町に転入された方につきましては、1月1日に住民票のある市町村にて申請できます。※証明書の発行ができるのは、本人または住民票上同一世帯の親族のみです。それ以外の方の証明書が必要な場合は、委任状が必要となります。

- 【問い合わせ先】
- ・財務課課税第一係
- ・熊石総合支所地域振興課